

# 金融 ADR の評価と今後の課題 (全銀協 ADR 5 周年シンポジウム)

2015 年 11 月 13 日  
一橋大学教授 山本和彦

## 1 金融 ADR の意義

### (1) 金融 ADR 創設の経緯

- ・ 2000 年：金融商品販売法の制定と金融トラブル連絡調整協議会（金トラ協）の発足
- ・ 2002 年：苦情・紛争解決支援モデル（モデル・ルール）の制定
- ・ 2004 年：ADR 法制定
- ・ 2008 年：金トラ協による整備改革の提言
- ・ 2009 年：金融 ADR（指定紛争解決機関制度）の創設

### (2) 金融 ADR の意義－ADR 一般の利点

- ・ 簡易性・迅速性・廉価性
- ・ 秘密性
- ・ 専門性
- ・ 中立・公正性

### (3) 金融 ADR の意義－金融 ADR 特有の利点

- ・ 実効性（3 大義務＝手続応諾義務、手続協力（資料提出）義務、調停案尊重義務）：ADR 一般の困難を補うもの
- ・ 金融取引に対するフィードバック効果：good practice の追求＝裁判との基準の相違の可能性

## 2 金融 ADR の現状と評価

### (1) 金融 ADR の現状

- ・ 金融 ADR の利用状況：事件数の急増（2009－2011）と急減（2012－14）
- ・ 和解成立率：金融 ADR ごとの差異と減少傾向
- ・ 解決期間：迅速な解決の確保

### (2) 金融 ADR の評価

- ・ 金融 ADR 3 年後見直し（金融 ADR 制度のフォローアップに関する有識者会議 2013 年）における評価

### 3 金融 ADR の課題と将来

#### (1) 金融 ADR の課題

- ・ 法人・弁護士代理案件の問題
- ・ 和解率の問題
- ・ 中立性・公正性の問題
- ・ 当事者の面談の実施・回数の問題
- ・ 証拠書類の開示の問題
- ・ 特別調停案の問題
- ・ 紛争解決等業務の透明性の問題
- ・ 機関間連携の問題

#### (2) 金融 ADR の将来

- ・ 裁判との関係：結果の齟齬とその評価  
Cf. オーストラリアの金融 ADR
- ・ 業界横断的・包括的 ADR の可能性
- ・ 片面仲裁的 ADR の可能性  
Cf. 英国金融オンブズマン制度など
- ・ 業界型 ADR のモデルとして

以 上